

# 社会福祉法人南陽恵和会 一般事業主行動計画

(令和7年3月31日策定)

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることのできる職場を目指し、その能力を十分に発揮できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日
2. 内容

**目 標 男性職員の育児を目的とした休業の取得推進**

## 【対策】

令和7年4月～ 男性職員が積極的に子育てのための休暇及び休業を取得しやすい環境づくりに取り組む。

育児休業制度の規程やパンフレット等を閲覧しやすい場所に設置するとともに、対象者に案内しながら説明の機会を設ける。